

佐賀県告示第 78 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類

小城都市計画道路 1・4・1号 小城三日月線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分 小城市小城町畑田字一本松、字徳武六ノ角及び字砂田、晴気字君ヶ坂、栗原字天神及び字一本榎並びに船田字大江並びに三日月町久米字甘木、字土生、字甘木四本十、字甘木一本十、字甘木一本八、字久米六本四、字久米、字久米四本四、字久米三本四、字久米三本五、字久米一本四、字久米一本五、字久米一本三及び字平松、長神田字高田、字戌、字佐織及び字長神田並びに道辺字緑、字蛭子、字山生、字立物、字芦田、字一ノ角及び字二ノ角地内

(2) 削除する部分 なし